

島根県告示第247号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により事業の認定をしたので、法第26条第1項の規定により告示する。

令和2年4月7日

島根県知事 丸 山 達 也

1 起業者の名称

出雲市

2 事業の種類

古志スポーツセンターグラウンド及び駐車場拡張事業

3 起業地

(1) 収用の部分

島根県出雲市古志町地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号の要件への適合性について

申請に係る事業は、島根県出雲市古志町地内における6,497平方メートルの土地を起業地とする「古志スポーツセンターグラウンド及び駐車場拡張事業」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、出雲市がスポーツセンターグラウンドと駐車場を拡張する事業であり、法第3条第32号に掲げる地方公共団体が設置する公共の用に供する施設に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である出雲市は、一般財源等による財源措置を講じているので、本件事業を遂行する意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 得られる公共の利益

出雲市は、平成17年3月に旧出雲市、旧平田市、旧佐田町、旧多伎町、旧湖陵町及び旧大社町の2市4町が新設合併して誕生し、平成23年10月に旧斐川町の編入合併により現在の出雲市となり、平成24年度に策定した新たな出雲の国づくり計画「出雲未来図」では、基本構想において掲げる将来像実現のために「環境・文化都市の創造」を基本方策の一つとしており、「市民の健康増進や体力向上」はもとより「市民ニーズにあったスポーツ施策の推進と環境整備」に努めることとし、「スポーツの振興」に取り組んでいるところである。

このような状況の中、古志スポーツセンター（以下「本施設」という。）は、出雲市南部における、健康文化活動、子育て支援活動等のもとより、あらゆる年代の方の交流の場であり、総合的な市民活動の拠点として利用されているが、本施設の整備にあたっては、当初、小学校がない古志地区にあって地区体育協会主催のバレーボール大会、ソフトボール大会や秋の区民体育大会をはじめ、自治協会単位の各種スポーツイベントを念頭に計画されたものであった。

しかしながら、サッカー人口の増加や生涯スポーツ、健康志向の高まりを背景に利用者が地区外に広がり、多様な利用要望がある中で必要な最低面積が確保できず、受け入れが困難な状況にある。

加えて、屋内施設との複合施設である本施設の駐車場は20台分を整備し、不足があればグラウンドの未使用場所を駐車場として利用する想定をしていたが、来場台数の増加とともに慢性的な駐車場不足とグラウンドの周囲を駐車場に充てざるを得ないことにより、管理上の問題も生じている。

本件事業の完成により、グラウンド及び駐車場が不足していることによる利用者の不便が解消され、安全で使いやすい施設となり、利用者による健康活動、幅広い種目のスポーツ振興、継続的なスポーツ活動の推進に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響について、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者は、周辺環境への影響が最小限になるよう環境保全措置を講じることとしている。

また、起業者が行った関係部署への照会結果によると、本件事業に係る土地は、埋蔵文化財包蔵地の範囲外であると考えられることから、影響はほとんどないと考えられるが、事業実施に伴い、遺構・遺物が発見された場合には関係部署に連絡を取ることでとされている。

希少野生動植物については、生息情報はあるものの、及ぼす影響は小さいと考えられることから、事業実施にあたり、その生息・生育が確認された場合には、適切な保全対策を講じることとされている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地については、現スポーツセンターグラウンド敷地の拡張事業という性格上、グラウンド敷地には現在のグラウンドに隣接する土地を、駐車場敷地には候補地A（グラウンド拡張箇所南側隣接、以下「申請地」という。）、候補地B（スポーツセンター北東側隣接、新宮川放水路沿い）及び候補地C（スポーツセンター北側隣接）の3つの候補地について検討が行われており、申請地は他の2つの候補地と比較すると、連続する敷地での工事となるため事業実施の利便性が高いこと、利用者の安全性が高いこと、排水処理及び建設工事の範囲が最小限であること、事業費が廉価であり経済性に優れることなどから、社会的、経済的及び技術的な面を総合的に勘案すると、申請地が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

(3)アで述べたように、現スポーツセンターグラウンドは、出雲市がスポーツ施設の整備などスポーツ環境の充実に向けて取り組んでいる中、その狭あいさにより利用者の利便性を欠いている状況にあるため、早期に新たなグラウンド及び駐車場の拡幅を図る必要がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用・使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用の範囲についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

よって、本件事業について、法第20条の規定により事業の認定をするものである。

- 5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所
出雲市役所（経済環境部 環境施設課）